



# 宮 崎 県 公 報

令和2年6月1日(月曜日) 第 110 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

○宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (市町村課) 1

### 告 示

○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 2

○民有林の保安林の指定 (4 件) …………… ( “ ) 2

○廃川敷地等の公示…………… (河川課) 3

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (2 件) (建築住宅課) 3

○宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 4

### 公 告

○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 4

○保安林の皆伐面積の限度…………… (自然環境課) 4

○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 5

○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 5

### 人事委員会規則

○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則…………… 5

### 教員委員会公告

○令和2年度宮崎県立図書館システム更新業務に係る企画提案競技…………… 6

### 公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 7

## 規 則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第35号

#### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則 (平成28年宮崎県規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令 (平成27年政令第 318号) 第 1 条第 2 項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成27年法律第64号) <u>第15条第 1 項</u> の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。 [略]	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令 (平成27年政令第 318号) 第 1 条第 2 項の規定により、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成27年法律第64号) <u>第19条第 1 項</u> の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。 [略]

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第36号

#### 宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則 (平成12年宮崎県規則第30号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>第7条 次の表の左欄に掲げる規則は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>2 条例別表の14の10の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>4 条例別表の22の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>5 条例別表の22の3の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>6 条例別表の22の4の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>7 条例別表の27の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>8 条例別表の31の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>9 条例別表の36の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	2 条例別表の14の10の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]	[略]	[略]	4 条例別表の22の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]	5 条例別表の22の3の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]	6 条例別表の22の4の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]	7 条例別表の27の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]	8 条例別表の31の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]	9 条例別表の36の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]	<p>第7条 次の表の左欄に掲げる規則は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>2 条例別表の14の9の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>4 条例別表の21の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>5 条例別表の21の3の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>6 条例別表の21の4の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>7 条例別表の26の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>8 条例別表の30の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>9 条例別表の35の項に規定する規則で別に規則で定めるもの</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	2 条例別表の14の9の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]	[略]	[略]	4 条例別表の21の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]	5 条例別表の21の3の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]	6 条例別表の21の4の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]	7 条例別表の26の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]	8 条例別表の30の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]	9 条例別表の35の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]
[略]	[略]																																				
2 条例別表の14の10の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]																																				
[略]	[略]																																				
4 条例別表の22の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]																																				
5 条例別表の22の3の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]																																				
6 条例別表の22の4の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]																																				
7 条例別表の27の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]																																				
8 条例別表の31の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]																																				
9 条例別表の36の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]																																				
[略]	[略]																																				
2 条例別表の14の9の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]																																				
[略]	[略]																																				
4 条例別表の21の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]																																				
5 条例別表の21の3の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]																																				
6 条例別表の21の4の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]																																				
7 条例別表の26の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]																																				
8 条例別表の30の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]																																				
9 条例別表の35の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]																																				

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。ただし、第7条の表2の項の改正規定は、公布の日から施行する。

**告 示**

**宮崎県告示第 432号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和2年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字平山3202-1・3207（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 433号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和2年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字川ノ口1381-57（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的 水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 434号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和2年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字扇山5770-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字扇山5770-1 (次の図に示す部分に限る。)イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 435号**

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和2年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字宮浦字通山2275-13

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字通山2275-13 (次の図に示す部分に限る。)イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 436号**

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和2年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字市ノ川内3443-3 (次の図に示す部分に限る。)、3443-4、3443-9

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字市ノ川内3443-3・3443-4・3443-9 (以上3筆につ

いて次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 437号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和40年政令第14号) 第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び日向土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 河川の名称

二級河川塩見川水系富高川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和2年6月1日

3 廃川敷地等の位置

- (1) 日向市大字富高字豆田1026番2
- (2) 日向市大字富高字豆田1026番3の一部
- (3) 日向市大字富高字豆田1027番4
- (4) 日向市大字富高字豆田1027番5

4 廃川敷地等の種類及び数量

- (1) 土地 76.53㎡
- (2) 土地 136.42㎡
- (3) 土地 38.02㎡
- (4) 土地 78.16㎡

**宮崎県告示第 438号**

建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(日南) 2020- 1	合同会社 かとう宅 建事務所 代表加藤 徹	日南市吾田西3丁目4257番5、4275番9地先里道の一部	4.00 5.00	109.70	令和2 年5月 18日

**宮崎県告示第 439号**

建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(日南) 2020- 2	蛸原昭次	日南市南郷町中村 字瀬越乙5886-9 、乙5886-10	4.50	33.28	令和2 年5月 19日

宮崎県告示第 440号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

令和2年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	
日南市長	日南市北郷 町郷之原乙 2010番地 北郷町地域 振興センタ ー内	日南市長	日南市北郷 町郷之原乙 2010番地1 北郷町地域 振興センタ ー内	平成31年 4月1日
	日南市南郷 町中村乙70 51番地25 南郷町地域 振興センタ ー内		日南市南郷 町中村乙70 51番地25 南郷町地域 振興センタ ー内	

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和2年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 免税証の種類  
200ℓ券1枚
- 用途  
林業等
- 記号及び番号  
200ℓ券H 5905520
- 有効期間  
令和2年1月20日から令和2年7月19日まで
- 免税証に記載した販売店の名称  
有限会社 山下商事給油所
- 紛失年月日  
令和2年5月15日

保安林の令和2年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

令和2年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川	水源かん養保安林	579.37
北川	土砂流出防備保安林	94.11
北川	干害防備保安林	1.59
五ヶ瀬川	水源かん養保安林	2,064.85
五ヶ瀬川	土砂流出防備保安林	148.60
五ヶ瀬川	干害防備保安林	14.34
五ヶ瀬川	保健保安林	5.62
五十鈴川	水源かん養保安林	1,061.61
五十鈴川	土砂流出防備保安林	23.16
五十鈴川	干害防備保安林	16.46
五十鈴川	保健保安林	0.22
耳川	水源かん養保安林	1,774.44
耳川	土砂流出防備保安林	118.88
耳川	干害防備保安林	42.02
小丸川上流	水源かん養保安林	198.99
小丸川上流	土砂流出防備保安林	19.66
一ッ瀬川	水源かん養保安林	2,578.12
一ッ瀬川	土砂流出防備保安林	112.62
一ッ瀬川	干害防備保安林	4.30
一ッ瀬川	保健保安林	3.58
小丸川下流	水源かん養保安林	863.93
小丸川下流	土砂流出防備保安林	26.25
小丸川下流	干害防備保安林	2.66
小丸川下流	保健保安林	6.74
川内川上流	水源かん養保安林	632.41
川内川上流	土砂流出防備保安林	68.85
川内川上流	防風保安林	0.46
川内川上流	干害防備保安林	20.00
大淀川本流	水源かん養保安林	1,287.42
大淀川本流	土砂流出防備保安林	162.58
大淀川本流	土砂崩壊防備保安林	0.04
大淀川本流	防風保安林	0.68
大淀川本流	干害防備保安林	14.13
大淀川本流	保健保安林	5.44
本庄川	水源かん養保安林	1,637.18
本庄川	土砂流出防備保安林	12.22
本庄川	防風保安林	0.12
本庄川	干害防備保安林	0.36
本庄川	保健保安林	7.32
大淀川中流	水源かん養保安林	1,164.35
大淀川中流	土砂流出防備保安林	53.78
大淀川中流	干害防備保安林	0.70
広渡川	水源かん養保安林	890.03
広渡川	土砂流出防備保安林	142.82

広渡川	干害防備保安林	1.68	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
広渡川	保健保安林	0.28	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
福島川	水源かん養保安林	323.35	(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
福島川	土砂流出防備保安林	15.60	午前8時30分から午後10時30分まで
福島川	干害防備保安林	3.88	(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
			2箇所 敷地北西側及び北東側
			(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
			午前6時から午後10時まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和2年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ドラッグコスモス南郷店  
日南市南郷町東町8-1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和3年1月22日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,463.02㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数  
建物北側 36台
  - 駐輪場の位置及び収容台数  
建物北側 10台
  - 荷さばき施設の位置及び面積  
建物北西側 27.0㎡
  - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内西側 9.0㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 届出年月日  
令和2年5月21日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - 期間  
令和2年6月1日から令和2年10月1日まで

- 意見書の提出先及び期間
  - 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課
  - 期間  
令和2年6月1日から令和2年10月1日まで
- 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、都城市長から次のとおり通知があった。

令和2年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類  
公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）
- 作業地域  
都城市全域
- 作業期間  
令和2年4月24日から令和3年3月31日まで

## 人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月1日

宮崎県人事委員会委員長 瀧 砂 公 一

### 宮崎県人事委員会規則第16号

#### 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年宮崎県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）



区分	団体の名称	区分	団体の名称
[略]	[略]	[略]	[略]
条例第 2 条第 1 項第 3 号に該当する団体	[略] 公益財団法人宮崎県体育協会 [略]	条例第 2 条第 1 項第 3 号に該当する団体	[略] 公益財団法人宮崎県スポーツ協会 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**教育委員会公告**

令和 2 年度宮崎県立図書館システム更新業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

令和 2 年 6 月 1 日

宮崎県立図書館長 中 原 光 晴

1 企画提案競技に付する事項

- (1) 業務件名 令和 2 年度宮崎県立図書館システム更新業務
- (2) 業務の特質等 令和 2 年度宮崎県立図書館システム更新業務仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで

2 契約に係る特約事項

- (1) この企画提案競技に係る契約（以下「本件契約」という。）は長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

- ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- ウ 本件契約の相手方が各業務の実施期間内に業務を完了する見込みがないと認められる場合
- エ 本件契約の相手方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合
- オ 本件契約の相手方の役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 企画提案競技に参加する者に必要な資格

本企画提案競技に参加する者は、以下に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種がサービス業（役務の提供）に関する業種である者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立ての事実がある者については、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

- (3) 令和 2 年度宮崎県立図書館システム更新業務企画提案競技参加資格審査申請書を提出した日から契約締結候補者を選定するまでの間に、宮崎県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 過去 5 年以内に、宮崎県立図書館システム（資料数約 80 万冊）と同規模以上の図書館システム構築に係る開発実績を複数有している者であること。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県立図書館総務・企画課企画担当
- (2) 期間 令和 2 年 6 月 1 日（月）から令和 2 年 6 月 30 日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 令和 2 年度宮崎県立図書館システム更新業務企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）等の配付場所及び配付期間

- (1) 場所 宮崎県立図書館総務・企画課企画担当
- (2) 期間 令和 2 年 6 月 1 日（月）から令和 2 年 6 月 30 日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 企画提案競技事前説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県立図書館 2 階研修室
- (2) 日時 令和 2 年 6 月 16 日（火）又は 6 月 17 日（水）午後 1 時 30 分から

7 参加資格審査申請書の提出場所、提出期限及び提出方法

企画提案競技への参加を希望する者は、次により令和 2 年度宮崎県立図書館システム更新業務企画提案競技参加資格審査申請書を提出すること。

- (1) 提出場所 宮崎県立図書館総務・企画課企画担当
- (2) 提出期限 令和 2 年 6 月 30 日（火）午後 5 時必着
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

8 参加資格の喪失

最優秀提案者の選定までに 3 の要件を満たさなくなった場合又は提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、参加資格を失うものとする。

9 企画提案書等の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県立図書館総務・企画課企画担当
- (2) 提出期限 令和 2 年 7 月 29 日（水）午後 5 時必着
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

10 受託候補者の選定方法

資格審査の上、企画提案書等の書類及びプレゼンテーションをもとに、別に設置する選定委員会を経て受託候補者を選定するものとする。

11 企画提案競技に関する契約を担当する部局

宮崎県立図書館総務・企画課企画担当（宮崎県立図書館 2 階）  
〒 880-0031  
宮崎市船塚 3 丁目 210 番地 1  
電話 0985 (29) 2911  
E-mail toshokan@pref.miyazaki.lg.jp

12 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この企画提案競技による調達、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会は、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。
- (4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。

14 Summary

- (1) Nature and Quantity of Goods and/or Services Required:  
Renewal of the Integrated Library System at the Miyazaki Prefectural Library in the 2020/21 Financial year
- (2) Deadline for Submission of Proposals: 17:00, Wednesday, July 29th, 2020
- (3) Contact Point for Enquiries and Submission of Proposals:  
Planning Section, General Affairs and Planning Division,  
Miyazaki Prefectural Library (2nd Floor, Miyazaki Prefectural Library Building)  
3 - 210 - 1 Funatsuka, Miyazaki City 880-0031 Japan  
Tel: 0985-29-2911

## 公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第8号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和2年6月1日

宮崎県公安委員会委員長 藤田 紀子

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務の区分	講習の実施日	定員
新規取得講習	2号警備業務	令和2年7月31日(金)から同年8月7日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
2号警備業務	令和2年6月22日(月)から7月3日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(7) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(8) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(9) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(10) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(11) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

## 5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	2号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 6 その他

- (1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (2) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。